

（仮称）男女共同参画計画策定方針

1 計画策定の趣旨

市では、全ての人が性別に縛られず、それぞれの意思と能力に応じて多様な生き方・働き方ができる社会、自分自身の自分らしさを肯定でき、かつ、他者の自分らしさを尊重できる社会の実現を目指し、平成28年度から令和7年度までの10カ年の計画として男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「白井市男女平等推進行動計画」を策定しているところですが、同計画が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする、「（仮称）白井市男女共同参画計画」（以下「次期計画」という。）を策定する。

次期計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力等防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「DV防止基本計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」に加え、令和6年4月1日から施行される、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含する、男女共同参画についての一体的な計画とする。

また、計画策定に当たっては、現行計画の現状分析・評価及び課題等を整理し、多様化した市民ニーズを把握するため、市民、市内事業者及び中学2年生を対象としたアンケート調査に加え、市民を対象とした意見交換会（ワークショップ）を実施し、その結果を踏まえた次期計画を策定するもの。

2 計画の位置付け

市の最上位計画である、「白井市総合計画」の将来像を男女共同参画の視点から実現する個別計画として位置付ける。

3 計画の期間

「白井市総合計画」の将来像を男女共同参画の視点から実現する個別計画とするため、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画とし、国・県の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、中間年である令和12年度に計画の見直しを検討する。

4 計画の構成

（仮称）男女共同参画計画及び実施計画で構成し、実施計画は前期と後期の5か年に分け基本施策を実現するための具体的な事業を明らかにするものとする。

本計画の構成及び各章の考え方は次表のとおりとする。

但し、附属機関である白井市男女共同参画推進会議や庁内会議である男女共同参画推進委員会及び男女共同参画推進委員会研究会並びに今後の国・県の動向によって、必要に応じて見直しを行う。

現行計画の構成	新計画の構成及び考え方
第1章 基本的な考え方と課題認識 1 国際社会の取り組み 2 日本の取り組み 3 千葉県の取り組み 4 白井市の取り組み 5 近年の社会情勢 6 計画策定に当たって 7 計画の位置づけ 8 計画の期間 9 市民意識調査・全国意識調査・数値指標から見える課題 10 基本的な考え方	➤ 節構成は現行計画を踏襲する。 ➤ 1～8は内容を最新情報（法律や国の動向等）に基づき更新する。 ➤ 9は、市民、市内事業者及び中学2年生に対して実施するアンケート調査や、数値指標を基に、課題等を把握する。 ➤ 10は、社会情勢、アンケート調査及び市の上位計画である「総合計画」の基本理念等を踏まえる。
第2章 計画の体系 1 誰もがその人らしさを尊重できる社会をつくろう 2 誰もがさまざまな舞台で自分らしく輝ける社会をつくろう 3 誰もが安心して健やかに生きられる社会をつくろう 4 男女平等の達成のために市が取り組むこと	➤ 節構成は現行計画を参考とし、アンケート調査・意見交換会（ワークショップ）等を踏まえ体系を検討する。 ➤ 男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」として展開し、以下の計画を内包する施策展開とする。 ・配偶者暴力等防止法に基づく「DV防止基本計画」 ・女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」 ・困難女性支援法に基づく「市町村計画」
附属資料	➤ 策定体制、男女共同参画推進会議委員名簿及び策定経過を更新する。

5 策定体制

(1) 庁内体制

ア 庁内会議

事業、施策の提案・計画案の検討を行う。

①男女共同参画推進委員会（関係部課長 14 名）

市民環境経済部長

総務課長、危機管理課長、企画政策課長、産業振興課長、社会福祉課長、
障害福祉課長、高齢者福祉課長、子育て支援課長、保育課長、健康課長、
学校政策課長、教育支援課長、生涯学習課長

②男女共同参画推進委員会研究会（関係課 13 名）

総務課、危機管理課、企画政策課、産業振興課、社会福祉課、障害福祉課、
高齢者福祉課、子育て支援課、保育課、健康課、学校政策課、教育支援課、
生涯学習課

※研究会については、具体的な事業等の検討を行う令和7年度から開催する。

イ 事務局（市民活動支援課）

策定会議（委員会及び研究会）の運営に係る事務のほか、アンケート調査その他の
市民意見収集、原案策定に係る所管課との調整、施策・事業以外の部分の原案作成等
を策定支援業務委託事業者の支援のもと行う。

(2) 市民等の意見の反映

ア 白井市男女共同参画推進会議（15 名以内）

学識経験を有する者、公的団体等の代表者及び市民で構成する附属機関であり、
男女共同参画施策の調査・審議を行う。

イ 計画に反映すべき課題やニーズを把握するためのアンケート調査

市民2,000名、市内事業者500名及び市内中学2年生を対象としたアンケ
ート調査を実施し、その意見等を反映する。

ウ 意見交換会（ワークショップ）

市民を対象とした意見交換会（ワークショップ）を実施し、その意見等を反映す
る。

エ パブリックコメントの実施

計画素案策定時にパブリックコメントを実施し、その意見等を計画案に反映す
る。

6 策定スケジュール

別添2を参照